

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 岡山県久米郡美咲町吉ケ原字火の谷 1 1 2 5
名称 エコシステム山陽株式会社
代表取締役 吉成 明夫

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 4 第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太

許可の年月日 平成31年2月15日
許可の有効年月日 令和8年2月14日



1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理 (焼却、混練)

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

裏面のとおり (焼却 11 種類、混練 1 種類)

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 種類: 焼却施設 1 (2 号炉)

設置場所: 岡山県久米郡美咲町吉ケ原字長尾 659 番 2、字池ノ内 667 番

設置年月日: 平成 30 年 7 月 6 日

処理能力: 廃ポリ塩化ビフェニル等 31.2、ポリ塩化ビフェニル汚染物 50.0、ポリ塩化ビフェニル処理物 50.0、燃え殻 250.8、汚泥 127.2、廃油 57.6、廃酸 129.6、廃アルカリ 132.0、鉍さい 250.8、ばいじん 250.8 (単位: t/日 (24 時間))

許可年月日: 平成 30 年 7 月 6 日

許可番号: 第 8-(13 の 2)-2 号

(2) 種類: 焼却施設 2 (3 号炉)

設置場所: 岡山県久米郡美咲町吉ケ原字長尾 658 番、659 番 1、659 番 2、字池ノ内 668 番、字繁山 1129 番 8

設置年月日: 平成 30 年 7 月 6 日

処理能力: 感染性産業廃棄物 11.5、廃ポリ塩化ビフェニル等 72.0、ポリ塩化ビフェニル汚染物 28.8、ポリ塩化ビフェニル処理物 28.8、燃え殻 196.6、汚泥 240.0、廃油 120.0、廃酸 259.2、廃アルカリ 240.0、鉍さい 80.0、ばいじん 91.8 (単位: t/日 (24 時間))

許可年月日: 平成 30 年 7 月 6 日

許可番号: 第 8-(13 の 2)-3 号

(3) 種類: 焼却施設 3 (4 号炉)

設置場所: 岡山県久米郡美咲町吉ケ原字池ノ内 668 番、672 番、字平岡谷 674 番、字火ノ谷 681 番 1、1114 番 3、1114 番 5、字繁山 1129 番 7

設置年月日: 平成 23 年 8 月 12 日

処理能力: 廃ポリ塩化ビフェニル等 4.3、ポリ塩化ビフェニル汚染物 60.0、ポリ塩化ビフェニル処理物 60.0、廃油 6.1、廃アルカリ 34.1 (単位: t/日 (24 時間))

許可年月日: 平成 28 年 2 月 3 日

許可番号: 第 8-(12)-1 号

(4) 種類: 混練施設

設置場所: 岡山県久米郡美咲町吉ケ原字繁山 1129 番 7、1114 番 5、字池ノ内 668 番

設置年月日: 平成 11 年 8 月 10 日

処理能力: 150t/日 (12 時間)

【以下裏面に記載】

3. 許可の条件

- (1) 事業場の所在地：岡山県久米郡美咲町吉ケ原字池の内 668 番地外 40 筆
- (2) 事業場の面積：89,214.41 m²

4. 許可の更新又は変更の状況

平成18年10月1日 新規許可
平成31年2月15日 更新許可（優良認定）
令和2年4月17日 変更届（代表者の変更等）
令和4年4月21日 変更届（代表者の変更等）
令和4年7月13日 許可の条件の記載事項の修正
令和7年9月9日 変更届（代表者及び事業の用に供する施設(3)の変更等）

5. 規則第10条の16第2項の規定において準用する規則第10条の4第7項による許可証の提出の有無

<取り扱う特別管理産業廃棄物の種類>

(1) 焼却

感染性産業廃棄物

廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物（これらのうち低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。）

燃え殻（処理物を含み、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設から生じたもの（処理物を含む。）であってダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥（水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を含む。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シジソン、チオベンカルブ、ベンゼン、1,4-ジメチルベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設から生じたもの（処理物を含む。）であってダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジメチルベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のもの、又は水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を含む。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シジソン、ベンゼン、1,4-ジメチルベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設から生じたもの（処理物を含む。）であってダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数 12.5 以上のもの、又は水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を含む。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シジソン、ベンゼン、1,4-ジメチルベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設から生じたもの（処理物を含む。）であってダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

鉱さい（水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を含む。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

ばいじん（処理物を含み、水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を含む。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、1,4-ジメチルベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設から生じたもの（処理物を含む。）であってダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

(2) 混練

燃え殻（自ら行った処分に係る中間処理産業廃棄物であり、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）